

島根労働局発表  
平成27年7月13日

担	雇用均等室
当	室長 周藤 明美 地方機会均等指導官 永見 貴子 Tel 0852-31-1161



## 子育てサポート企業を認定しました!!

### 一次世代法に基づく認定

島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づく基準適合一般事業主として、次の2社を認定しました。

これにより、島根県内の認定企業は9社（前年度比1社増）となりました。

平成27年7月16日（木）11時00分から、島根労働局局長室（〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）において、認定通知書の交付を行います。

### 1 社会福祉法人島根ライトハウス(2回目)

○行動計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日 2年間

○主な取組


- ・妊娠～育児期に関するパンフレットを作成。
- ・年次有給休暇の計画的付与。
- ・子ども参観日を実施。
- ・男性労働者2名が育児休業を取得。女性労働者で、出産した方7名のうち育児休業の取得率は100%。

### 2 社会福祉法人静和会(1回目)

○行動計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日 2年間

○主な取組

- ・男性労働者2名が育児休業を取得。女性労働者で、出産した方の9名のうち育児休業の取得率は100%。
- ・出生時における父親の休暇取得及び全労働者に対する年次有給休暇取得の促進（年次有給休暇の取得率は1人当たり平均8.8日）。
- ・子ども参観日を実施。
- ・中学生、高校生を対象とした職場体験等を実施。

 厚生労働省では、次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し当該計画の目標を達成したことなど、一定の基準を満たした企業を認定しています。認定を受けた事業主は、認定マークを広告、商品などに表示することができ、認定を受けた企業であることを対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

- 添付資料1 [くるみん認定企業の行動計画の内容・取組](#)  
2 [島根県内のくるみん認定企業一覧、くるみん認定の基準](#)  
3 [くるみん認定 プラチナくるみん認定 の認定基準・認定マークが決定しました！](#)

## — くるみん認定企業の行動計画の内容・取組 —

**1 社会福祉法人島根ライトハウス**

所在地：松江市

業 種：医療・福祉

企業概要：視覚障害者への支援を目的として、昭和  
34年3月に設立。松江市～出雲市に、障  
がい者支援施設、高齢者福祉施設等を有す。

労働者数：221人(平成27年4月現在)



平成27年7月2日認定

**計画期間**

平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)

**目標及び実績**

目標1：妊娠中の女性職員が安心して出産や育児ができるように、法人の規程を分かりやすくパンフレットにまとめて作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

⇒妊娠～育児期に係るパンフレットを作成し、産休や育児休業取得予定者に配付。

目標2：年次有給休暇の取得を促進するため、1人2日間の計画年休制度を継続する。平成25年度の取得率60%、平成26年度の取得率65%を目標とする。

⇒年次有給休暇取得促進に向けて、1人当たり2日間の計画的付与を実施。1人当たりの計画的付与の取得率は、平成25年度84%、平成26年度67%。

目標3：親の働く姿を子どもに見せる「子ども参観日」を各事業所にて継続して実施する。

⇒毎年、各事業所において子ども参観日を実施。親の仕事への理解、職員のモチベーションの向上、子ども達の福祉施設の仕事に対する理解と関心を深める場になった。

**育児休業取得状況**

男性労働者2名が取得。取得期間は、1日間と4日間。

女性労働者で、出産者した方7名のうち育児休業の取得率は100%。

## 2 社会福祉法人静和会

所在地：出雲市

業種：医療・福祉

企業概要：昭和 57 年 5 月特別養護老人ホーム清流園として開園。現在、出雲市内に高齢者福祉施設を 5 有す。

労働者数：177 人(平成 27 年 5 月現在)



平成 27 年 7 月 2 日認定

### 計画期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日(2 年間)

### 目標及び実績

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を 80%以上にする。

⇒職員会議で積極的取得を推奨。

育児休業の取得者は、男性 2 名、出産者に占める女性の取得率は 100%。

目標 2：平成 25 年 12 月までに、子どもの出生時に父親が休暇を取得しやすい環境整備と取得の定着化を図る。

⇒出産～育児等に関するアンケートを実施。職員会議で積極的取得を推奨。

目標 3：平成 27 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8 日以上とする。

⇒年次有給休暇等に関するアンケートを実施。有給休暇取得予定表の回覧や掲示物により取得促進。一人当たりの取得率平均 8.8 日。

目標 4：平成 27 年 3 月までに、子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。

⇒掲示物により呼びかけを行い、希望者 1 名について実施。

目標 5：平成 27 年 3 月までに、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進。

⇒中学生、高校生に対するインターンシップ等を実施。若年者の職業感や地元企業等に対する理解を深めるきっかけとなった。

### 育児休業の取得状況

男性 2 名が取得。取得期間は、2 名とも 14 日間。

女性労働者で、出産者した方 9 名のうち育児休業の取得率は 100%。

## — 島根県内のくるみん認定企業一覧 —

	企業名	認定年
1	株式会社長岡塗装店（松江市）	平成 19、21、23 年 (3 回)
2	医療法人仁寿会（邑智郡川本町） [現在: 社会医療法人仁寿会]	平成 21 年
3	松江土建株式会社（松江市）	平成 23 年
4	株式会社テクノプロジェクト(松江市)	平成 24 年
5	株式会社山陰合同銀行（松江市）	平成 24 年
6	国立大学法人島根大学(松江市)	平成 24 年
7	社会福祉法人島根ライトハウス(松江市)	平成 25 年
8	株式会社島根富士通(出雲市)	平成 25 年

## — くるみん認定の基準 —

- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が 2 年以上 5 年以下であること
- ③ 行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- ④ 行動計画について、公表、従業員への周知を適切に行っていること
- ⑤ 計画期間内において男性従業員のうち育児休業等を取得した者が 1 人以上いること(注)
- ⑥ 計画期間内の女性従業員の育児休業等取得率が、70%以上であること(注)
- ⑦ 3 歳から小学校就学前の子どもを育てている従業員について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置などを講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかを実施していること
- ⑨ 法に基づく命令やその他関係法令（次世代法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など）に違反する重大な事実がないこと

★（注）従業員数が 300 人以下の事業主の場合、特例が認められています。

★上記の基準は、平成 27 年 3 月 31 日までに計画期間が終了した行動計画の認定要件です。



次世代法に基づく  
認定マーク「くるみん」